

忠綱寺施設利用規約

本規約は、忠綱寺（以下「管理者」といいます）の施設利用（本堂及び客間・境内等）に関する管理者と施設利用者（以下「利用者」といいます）との契約内容を定めるものです。

I 【利用資格条件】

1. 利用資格

次のいずれかに該当する者は、利用することができません。また管理者の判断で利用者への貸出しに関する有無を決定するものとします。

- (1) 補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けている者。
- (2) 刑法および特別刑法等に該当する犯罪により有罪判決を受けたことがある者。
- (3) 利用する者が個人または法人で、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員である場合。
- (4) 施設を反社会的勢力の活動のために利用しようとしている場合。
- (5) 施設を政治、ビジネス等の勧誘・営業行為のために利用しようとしている場合。
- (6) 流行の感染症に罹患し、他の利用者へ感染させる可能性があるると医師に判断された者。

2. 利用登録手続き

《1》利用登録申込みを希望する者は、管理者が指定する日時、場所において管理者の担当者と面接し、質問事項に誠実に回答する他、場合によって次の書類を管理者に提出するものとします。なお、利用者は、管理者から登録審査のために別途資料の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

- (1) 運転免許証またはパスポートの写し、但しその原本を提示すること。
- (2) 運転免許証またはパスポートを保有していない場合、顔写真が添付された社員証、学生証その他これに準じる身分証明書等の写し、但しその原本を提示すること。
- (3) 前記（1）または（2）のいずれも保有していない場合、健康保険証の写しおよび住民票の原本、但し健康保険証の原本を提示すること。
- (4) 法人の場合、商業登記簿謄本および代表者の住民票の原本並びに代表者について（1）ないし（3）の資料。
- (5) 資格の登録または営業許可を受けている場合に、その登録証または許可証の写し、但しその原本を提示すること。

《2》管理者は、登録を拒絶する場合、その理由を開示する義務を負わないものとします。なお、管理者は、登録を拒絶した場合、前述《1》により提出された資料を、管理者の責任において廃棄処分するものとします。

3. 利用資格の喪失

- (1) 利用規約に定められている事項に違反したとき。
- (2) 他の利用者による施設利用を妨害したとき。
- (3) 管理者の施設を利用して公序良俗に反する行為をしたとき。
- (4) 管理者または他の利用者を誹謗中傷するなどの迷惑行為をしたとき。

II 【施設利用条件】

1. 利用時間

- 《1》利用時間とは施設の利用可能な時間帯をいい、施設内への物品の搬入などの準備作業または後片付けに必要な時間も利用時間に含まれます。
- 《2》利用時間は管理者が指定する利用不可能な期日を除く、平日9時から17時までと、土日祝日13時から17時とします。但し、管理者が了承したものに限り、利用開始時間の繰り上げ、利用終了時間の延長を容認します。

2. 利用資格

施設を利用することができる者は、前項Iの1.(1)ないし(6)に該当せず、且つIの2.《1》によって管理者が認知し、認可を受けているものとします。但し、認可を受けた利用者名義で施設利用を申込み、利用者が施設を利用せず、認知していない第三者が施設を利用する場合の責任は、利用者名義のものが負うことにします。

3. 利用申込み

- 《1》管理者は、常時、利用申込みを受付けます。
- 《2》施設利用が確定していない状況で利用を申込み、または複数の候補日について利用を申込んだ後にキャンセルした場合、他の利用申込者が施設利用をする機会を失うこととなるので、配慮をお願いします。なお、そのような利用申込みを繰り返した場合、各利用者への均等の配慮を鑑み、管理者の判断により利用申込み方法と、利用頻度を審査することがあります。
- 《3》施設利用を申込みようとする者は、口頭にて連絡および電話、メール、SNS等による各ツールにより申込み手続きを行うものとします。

《4》利用時間の延長の際限は定めていませんが、余裕のある利用時間を設定するものとします。

《5》管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用申込みを受けても施設利用を認めないものとし、申込み手続き完了を通知した後、利用者が利用を開始するまでの間に、次のいずれかに該当することが判明したときは、利用を拒絶することができるものとします。

- (1) 利用目的と実際の利用目的が異なることが判明した場合。
- (2) 施設内において公序良俗に反する行為を行うおそれがあると管理者において判断した場合。
- (3) 流行の感染症に罹患し、他の利用者へ感染させる可能性があるとして医師に判断された場合。
- (4) 施設の利用を認めることにより、他の利用者または近隣居住者に迷惑を及ぼすおそれがあると管理者において判断した場合。
- (5) 施設内に火災、爆発等の危険を生じるおそれのある物品を持ち込み、または火気を使用するおそれがあると管理者において判断した場合。
- (6) その他この利用者規約に違反するおそれがあると管理者において判断した場合。

4. 利用冥加金について

《1》管理者施設を主会場として利用する場合は、利用都度もしくは月毎に管理者に対し冥加金を納めるものとします。

(1) 参加費等の徴収《無し》

半日：5,000円（管理者門徒の場合、2,000円）。

(2) 参加費等の徴収《有りの場合、以下》（管理者門徒の場合、一律5,000円）。

参加費	AM	PM
1～2,999円	5,000円	5,000円
	来場11名以上 10,000円	来場11名以上 10,000円
3,000～ 4,999円	10,000円	10,000円
	来場11名以上 15,000円	来場11名以上 15,000円
5,000円～	15,000円	15,000円
	来場11名以上 20,000円	来場11名以上 20,000円

- (3) 半日とは、①8時～12時と②13時～17時の時間帯のことを指す。
- (4) 時間超過等、その他利用冥加金に関しては管理者と話し合いの上決定する。

《2》一旦納入された冥加金は、返金できません。

5. 利用申込みの変更およびキャンセル

- 《1》利用者の都合により利用申込みの内容を変更し、またはキャンセルしようとするときは、口頭にて連絡および電話、メール、SNS等による各ツールにより手続きを行うものとします。
- 《2》利用申込みの変更は、常時、管理者が了承したときのみ変更することができるものとします。
- 《3》利用者は、利用申込みをキャンセルしようとするときは、利用予定日の前々日の17時まで前述《1》による連絡を要するものとします。

Ⅲ【施設利用上の遵守事項】

- 《1》全ての利用参加者が気持ちよく使用できますようご協力お願いします。
- 《2》盗難等の被害にあったとしても、管理者は一切の責任を負わないものとします。
- 《3》使用後は特に火気に注意し、電気や空調設備の消し忘れがないかなどの点検を行ってください。
- 《4》施設利用中の怪我その他の事故、利用後の傷病について、当施設に故意または重過失がない限り責任を負わないものとします。参加者同士の当施設外でのトラブルについても同様とします。
- 《5》施設の破損は全額弁償になりますのでご了承ください。

1. 利用開始前および利用終了後の施設内の確認

- 《1》管理者と利用者は、可能な限り双方立会いの上で施設内の内装、諸設備の汚損または破損状況を確認するものとします。なお、管理者は、利用開始前の現状有姿のまま施設利用を認めるものであり、利用申込者は建具、諸設備などを取外して使用することは勿論のこと、内装、諸設備の修繕、変更等を求めることができないものとします。
- 《2》前述《1》の確認により利用者（施設を利用した利用参加者を含む）が施設内の内装、諸設備を汚損または破損したと認められるときは、利用者は、汚損部分の清掃費用または破損部分の修繕費用（修繕が困難なときは交換費用または再調達費用）を負担して管理者に支払うものとします。
- 《3》利用終了後の施設内の確認時に発見できなかった残置物があることが判明したと

きは、管理者は利用者へ通知を行い、一定の期間保管した後、その残置物を廃棄処分することができるものとし、利用者は何ら異議を述べないものとします。

2. 遵守事項

《1》利用者は、施設を利用するに当たり、次の（1）ないし（7）に定める事項を遵守し、また次の（8）ないし（13）の行為をしてはならないものとします。

- （1）近隣居住者の迷惑となる騒音を発生させないこと。
- （2）廃棄物は持ち帰り、施設内および共用部分に放置しないこと。
- （3）流行の感染症を拡大させないように、適切な指示をすること。
- （4）所定の場所以外では喫煙しないこと。
- （5）境内部分およびコインパーキング等に車両（自転車を含む）を駐車すること。
- （6）利用施設の電気設備の容量を超えるおそれのある電気製品を使用しないこと。
- （7）施設床に傷、凹み等が予見される機材を設置する際、保護シートを敷くこと。
- （8）当施設内及び周辺での政治・宗教、ビジネス等の勧誘・営業行為をすること。
- （9）故意による当施設内の設備・備品の破損及び施設外へ持ち出すこと。
- （10）管理者の許可なく本堂で飲食をすること。
- （11）給湯室、トイレなどの排水管が詰まるおそれのある固形物、粘性物、薬剤等を流すこと。
- （12）生命、身体、財産に損害を及ぼすおそれのある危険な物品または悪臭を発する物品を施設内に搬入すること。
- （13）床、壁、天井、建具等に釘、鋸、アンカーを打つこと、または糊、強力な粘着テープ等を張ること。

《2》施設利用の目的により官公庁に届出を行い、または許認可を得る必要がある場合は、利用者の責任においてそれらの手続きを行うものとします。

IV【事務局】

忠綱寺施設利用についての事務局は、東京都台東区池之端2丁目5番地43号、真宗大谷派忠綱寺が当たります。

V【個人情報の取り扱い】

《1》利用登録申し込み時に収集した個人情報は、管理者が保有・管理します。

《2》管理者は、利用者の個人情報を適切に扱い、次の各号に掲げる目的以外には使用

しません。

- (1) 利用者管理
- (2) 管理者が主催する事業の情報案内
- (3) 管理者の発行物等の発送業務

《3》管理者は、利用者の個人情報をも本人の承認なく第三者に開示、漏洩することはありません。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 利用者に対する発送業務を外部配送業者に委託する場合。
- (2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関及び行政機関から利用者に関する情報の開示を要求された場合。

VI【その他】

1. 利用者規約の変更

- 《1》管理者は、利用規約のうち、I【利用資格条件】、II【施設利用条件】およびIII【施設利用上の遵守事項】に定めている事項について、随時その内容を変更することができるものとします。
- 《2》管理者は、利用規約を変更するときは、各利用者に再配布またはメールにて変更内容を通知するものとします。なお、利用者がメールアドレスを変更しているにもかかわらず管理者にその変更を届出していないときは、管理者のホームページに変更した規約の内容を掲示することにより、変更内容を利用者へ通知したものとみなします。

2. 利用可能施設の変更

- 《1》管理者は、利用可能施設を随時に変更することができるものとします。
- 《2》利用者は、法事・突然の通夜・葬儀式法要など諸々の仏事、施設の修繕、管理者担当の急病等による不在、もしくは天災地変、停電その他やむことを得ざる事由により、施設を利用することが困難な場合があることを了承し、利用を希望する施設の利用ができなかったとしても何ら異議を述べないものとします。

- *本規則は、2014年（平成26年）4月1日より施行する
- *2014年（平成26年）6月1日改訂
- *2016年（平成28年）6月1日改訂
- *2017年（平成29年）10月29日改訂
- *2018年（平成30年）4月1日改訂
- *2018年（平成30年）11月6日改訂
- *2019年（平成31年）4月27日改訂
- *2019年（令和元年）12月27日改訂
- *2020年（令和2年）6月27日改訂
- *2021年（令和3年）2月18日改訂
- *2021年（令和3年）8月19日改訂
- *2022年（令和4年）5月1日改訂